

少年自然の家管理規則

(昭和54年12月24日教育委員会規則第7号)

昭和五十四年十二月二十四日
教育委員会規則第七号

改正	昭和六〇年一二月二三日教育委員会規則 第二八号	平成 七年 三月三十一日教育委員会規則 第一〇号
	平成一二年 二月二九日教育委員会規則 第二号	平成一六年 三月三〇日教育委員会規則 第一〇号
	平成一六年一〇月二九日教育委員会規則 第一四号	平成一八年 三月三〇日教育委員会規則 第一六号
	平成一九年一〇月一九日教育委員会規則 第二〇号	平成二一年 七月一七日教育委員会規則 第一一号

少年自然の家管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県県立少年自然の家の管理等に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十四号。以下「条例」という。）第四条及び第十一条の規定により、教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）第二十一条の四に規定する少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第二条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第一条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(休所日)

第三条 少年自然の家の休所日は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 定期休所日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- 二 年始休所日 一月一日から一月四日まで
- 三 年末休所日 十二月二十八日から十二月三十一日まで
- 四 臨時休所日 特別の事情により、指定管理者が休所を必要と認めて、教育委員会の承認を受けて定めた日

2 前項の休所日であっても、指定管理者は、特に必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、開所することができる。

(利用者の範囲)

第四条 少年自然の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 義務教育諸学校の児童及び生徒
- 二 少年団体の構成員
- 三 少年教育指導者
- 四 その他指定管理者が特に認めた者

2 前項第一号又は第二号に該当する者は、十八歳以上の指導者の引率の下に利用しなければならない。

(利用許可の申請)

第五条 少年自然の家の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（別記様式）を指定管理者に提出してその許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用を許可する場合は、教育委員会の承認を得て定めた利用許可書を交付して行うものとする。

(利用の不許可)

第六条 指定管理者は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当す

るときは、施設等の利用を許可してはならない。

- 一 善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- 二 施設等を滅失し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか施設等を利用させることを不適當であると認めるとき。

(利用者の義務)

第七条 第五条の規定により施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の指示に従って当該施設等を利用しなければならない。

- 2 利用者は、施設等の利用を終わつたときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第八条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- 一 虚偽の利用許可の申請をしたとき。
- 二 利用許可の条件に違反したとき。
- 三 指定管理者の指示に従わなかつたとき。

(損害の賠償)

第九条 利用者は、故意又は過失により施設等を滅失し、又は汚損したときは、教育長の指示するところにより、これを原状に復さなければならない。この場合において、施設等を原状に復することができないときは、教育長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(教育委員会が管理する場合の特例)

第十条 条例第十条第一項の規定により教育委員会が少年自然の家の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条から第八条までに規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第三条第一項第四号及び第二項、第四条第一項第四号、第五条、第六条各号列記以外の部分、第七条並びに第八条各号列記以外の部分及び第三号中「指定管理者」とあるのは「教育長」と、第三条第一項第四号中「、教育委員会の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「認め、あらかじめ教育委員会の承認を得たとき」とあるのは「認めた場合」と、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「教育委員会の承認を得て定めた利用許可書」とあるのは「利用許可書」と、別記様式中「千葉県立少年自然の家指定管理者」とあるのは「千葉県教育委員会教育長」とする。

- 2 条例第十条第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に第五条に規定する業務が含まれるときにおいては、教育委員会が当該業務を行うこととなつた日において現に同条第一項の規定により指定管理者に対して行つている許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により教育長に対して行つている許可の申請とみなす。

- 3 条例第十条第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第五条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について教育長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

- 4 前項の場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなつた日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定により教育長に対して行つている許可の申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行つている許可の申請とみなす。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日教育委員会規則第二十八号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日教育委員会規則第十号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年二月二十九日教育委員会規則第二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十六年三月三十日教育委員会規則第十号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年十月二十九日教育委員会規則第十四号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。(後略)

附 則 (平成十八年三月三十日教育委員会規則第十六号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年十月十九日教育委員会規則第二十号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の少年自然の家管理規則第四条の規定によりなされた申請又は許可は、施行日以後においては、改正後の少年自然の家管理規則(以下「改正後の規則」という。)第五条の規定により指定管理者(改正後の規則第二条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対してなされた申請又は指定管理者がした許可とみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の規則第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成二十一年七月十七日教育委員会規則第十一号)

この規則は、公布の日から施行する。